

# 特定小型原動機付自転車



京都府警察

- 年齢は16歳以上ですか？
- 交通ルールを確認しましたか？
- 通行方法は覚えられましたか？

# 特定小型原動機付自転車

| 令和5年7月1日施行 | 原動機付自転車                |  |
|------------|------------------------|--|
|            | 特定小型原動機付自転車            | 一般原動機付自転車<br>(原付バイク等)  |
| 排気量等の大きさ   | 定格出力0.6キロワット以下の電動機     | 総排気量0.05リットル以下<br>定格出力0.6キロワット以下                                 |
| 車体の大きさ     | 長さ190cm以下・幅60cm以下      | 長さ250cm・幅130cm・高さ200cm以下<br>ただし、地方運輸局長の許可を受けたもの<br>にあっては、この限りでない |
| 運転免許       | 不要                     | 原付免許   |
| 年齢制限       | 16歳以上                  | 免許試験受験資格16歳以上  |
| ヘルメット      | 努力義務                   | 義務   |
| 制限速度等      | 20km/hを超える速度を出すことができない | 30km/h   |

特定小型原動機付自転車の基準を満たさないものは、形状が電動キックボード等であっても、特定小型原動機付自転車にはならず、令和5年7月1日以降も、引き続き、その車両区分（一般原動機付自転車又は自動車）に応じた交通ルールが適用されます。

# 整備条件と点検

**保安基準項目**

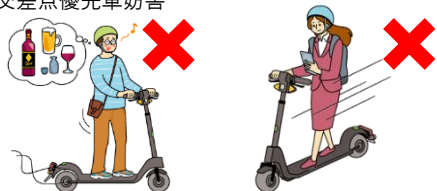
- 確認しましょう！
- 1 道路運送車両の保安基準に適合
  - 2 自賠責保険（共済）に加入
  - 3 ナンバープレートの取付け

# 特定小型原動機付自転車 運転者講習

特定小型原動機付自転車危険行為を繰り返した場合は、「特定小型原動機付自転車運転者講習」の受講命令の対象になります！

## 対象となる危険行為(17項目)

- ・信号無視
- ・通行禁止違反
- ・歩行者用道路徐行違反
- ・通行区分違反
- ・歩道徐行等義務違反
- ・路側帯進行方法違反
- ・遮断踏切立入り
- ・優先道路通行車妨害等
- ・交差点優先車妨害
- ・環状交差点通行車妨害等
- ・指定場所一時不停止等
- ・整備不良車両の運転
- ・酒気帯び運転等
- ・共同危険行為等
- ・安全運転義務違反
- ・携帯電話使用等
- ・妨害運転



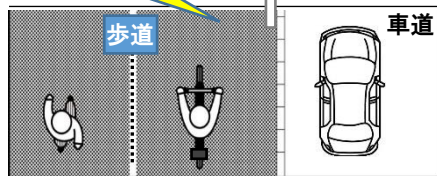
# 特例特定小型原動機付自転車

特例特定小型原動機付自転車とは、特定小型原動機付自転車のうち、次の基準のいずれにも該当し、他の車両を牽引していないものをいいます。

「普通自転車等及び歩行者等専用」の道路標識等が設置されている歩道に限り通行することができます。

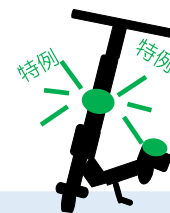
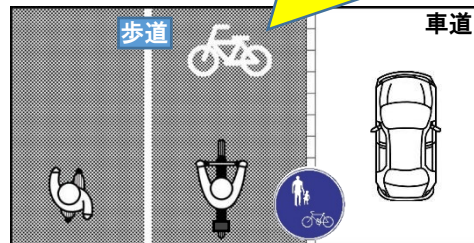
<通行場所のイメージ>

歩道の中央から車道寄りを通行



※歩道を通行するときは歩行者優先です！

特例特定小型原動機付自転車・普通自転車の歩道通行部分を通行



## 基準

- 最高速度表示灯を緑色点滅させていること
- 時速6kmを超える速度を出すことができないものであること
- 側車を付していないこと
- 制動装置が走行中、容易に操作できる位置にあること
- 歩行者に危害を及ぼすおそれがある鋭利な突出部がないこと

# 交通事故の措置

もしも交通事故に遭ったら（起こしたら）…その場で

- ① 直ちに運転を停止
- ② けが人がいれば救護（119番）
- ③ 安全な場所に車両を移動
- ④ 警察に連絡（110番）



## その他

特定小型原動機付自転車の運転者が守るべき交通ルール等を正しく理解し、遵守しましょう。

警察庁のウェブサイト特設ページ(動画)で詳しく見てみよう！



※主な通行方法は裏面参照⇒